

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市上渡一三九番地、最後の住所富山県富山市坂本二九〇九番地二

被相続人 亡 松田外茂行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

富山県富山市西大泉一七番二〇号 浜忠第二ビル二D

相続財産清算人 弁護士 高野 由雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市高田四丁目九番、最後の住所岐阜県岐阜市高田四丁目九番三

被相続人 亡 丹下 篤久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

岐阜県瑞穂市穂積一四六五―三グリーンハイツ一階一〇二 堀田暁之法律事務所

相続財産清算人 弁護士 堀田 暁之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市南郷一丁目一二二番地、最後の住所岐阜県岐阜市奥二丁目四〇番地一

被相続人 亡 遠松はすゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

岐阜県岐阜市京町二―一二 二階西 長屋法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長屋 裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市雲出伊倉津町九六四番地、最後の住所三重県津市末広町一六番二三号シニアハウスなないろ 被相続人 亡 吉田ひろみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

三重県津市丸之内義正町四番一号 丸之内三重ビル二階 三重総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 飯田 聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区寺之内通堀川東入百々町五四〇番地、最後の住所京都市右京区嵯峨嵯原宮ノ上町二〇番地養護老人ホーム愛宕ゆうこうの郷 被相続人 亡 片岡 純道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

京都市中京区新堀本町通竹屋町上る西草堂町一八四オクムラビル二階 奥村・岡田総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 安齋 航太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区小山西大野町五九番地二、最後の住所京都市北区小山西大野町五九番地二

被相続人 亡 田中 治良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町二六三 京榮丸ビル七階 つかさ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 稲垣 真咲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県佐伯市宇目大字重岡三七〇四番地、最後の住所奈良県奈良市秋篠早月町一〇番二八―三〇七号 被相続人 亡 矢野 彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

奈良市大豆山突抜町一六番地あすか法律事務所

相続財産清算人 弁護士 戸城 杏奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区田中一六七番地一、最後の住所岡山県岡山市北区田中一六七番地一―二メゾンドYUKI一〇一―一〇一室 被相続人 亡 佐藤 大樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

事務所岡山市北区富田町二丁目二番一六号センチュリー富田ビル四〇一―一〇一室

相続財産清算人 弁護士 青木 隆浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市浪速区幸町三丁目三番地、最後の住所香川県高松市香川町浅野一九七〇番地一九 被相続人 亡 大久保 巖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

高松市丸の内七番九号 久保総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 久保 太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市馬越町三丁目甲一五八番地、最後の住所愛媛県今治市馬越町三丁目一番一九号 被相続人 亡 宇高 邦典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

愛媛県今治市常盤町四―二一八 タウンビル四階 吉田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉田南海子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市春野町西畑一〇六番地、最後の住所高知県南国市小籠一〇七番地土佐希望の家 被相続人 亡 濱田 稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月三十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

高知県香美市香北町美良布一五〇番地三

相続財産清算人 司法書士 宮下 陽介

第13期決算公告

令和8年6月25日 宮城県仙台市青葉区大町二丁目15番29号

株式会社アクアパワー東北

取締役社長 井上 和明

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	94,973	流動負債	8,348
固定資産	96,230	固定負債	100,000
有形固定資産	84,600	負債合計	108,348
投資その他の資産	11,630	株主資本	82,855
		資本剰余金	8,000
		資本準備金	2,000
		利益剰余金	2,000
		その他利益剰余金	72,855
		そのうち当期純利益	(15,288)
		純資産合計	82,855
資産合計	191,203	負債・純資産合計	191,203